

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人沼波義郎、同半澤力の上告趣意一のうち、憲法三九条、二五条一項、一三条違反をいう点は、検察官の量刑不当を理由とする上訴が、所論のごとく例外的な場合に限られるものではなく、このように解しても右憲法各条に違反しないことは、当裁判所の判例（昭和二四年新（れ）第二二号同二五年九月二七日大法廷判決・刑集四巻九号一八〇五頁）の趣旨に徴して明らかであるから、所論は理由がなく、その余の憲法三一条、三七条一項違反をいう点は、実質単なる法令違反の主張であり、同上告趣意二は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和六〇年五月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	角	田	禮	次 郎
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	和	田	誠	一
裁判官	矢	口	洪	一
裁判官	高	島	益	郎